

平成30年7月11日

都道府県歯科医師会  
社会保険担当役員 各位

公益社団法人 日本歯科医師会  
常務理事 遠藤 秀樹

「疑義解釈資料の送付について（その5）」について

平素より本会会務運営に格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省より7月10日付にて、「疑義解釈資料の送付について（その5）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡いたします。

歯科診療報酬点数表関係は別添2（12頁）となっております。また、医科診療報酬点数表関係における主な歯科関係は下記の通りとなりますので、ご確認をお願い申し上げます。

- ・問5、6 電話等による再診